

公益社団法人福岡県老人クラブ連合会定款

1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県春日市原町3丁目1番地7に置く。

(目的)

第3条 この法人は、老人クラブ活動の振興に関する事業を行い、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブ活動の振興を目的とする事業の総合計画及び実施
- (2) 老人クラブ活動の振興を目的とする事業の連絡調整及び広報宣伝
- (3) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業の実施及び連絡調整
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福岡県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した福岡県内の市町村老人クラブ連合会
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 正会員は、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- 4 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第9条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 前項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用等のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正会員である団体が解散したとき及び名誉会員が死亡したとき
- (3) 2年分以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 正会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。こ

の場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回5月に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員のなかから選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 3 議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち7名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、会員代表者のなかから選任する。ただし、特に必要があると認める場合は、会員代表者以外の者を選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、副会長及び常務理事を選定する。ただし、副会長は6名以内（うち2名以上を女性とする。）、常務理事は1名とする。

- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること
ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、

- 又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第25条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する行為
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第34条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人に功労のあった者又は学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。

4 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

2 議事録は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第5章 基金

(基金の拠出)

第46条 この法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第47条 基金の募集、割当て、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 この法人は、第59条による解散のときまで基金を返還しないものとする。

- 2 基金の返還の手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の種別)

第49条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
 - (2) 設立日以後に基本財産として寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（又は交付を受けた補助金その他の財産）については、その2分の1以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び管理)

第50条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

(財産の管理・運用)

第51条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経た上で、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第54条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第56条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める経理規程によるものとする。

- 3 公益充実資金、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第57条** この定款は、第60条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

- 第58条** この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第59条** この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第60条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第61条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人に寄附するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第62条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 健康推進委員会
- (2) 女性委員会
- (3) 財産管理運用委員会
- (4) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第9章 事務局

(事務局)

第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(その他備付け書類)

第64条 この法人の認定、許可、認可等及び登記に関する書類は、主たる事務所に常に備え置くものとする。

- 2 前項、第23条第3項、第44条第2項、第52条第1項、第53条第1項及び同第2項に規定する帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開

(情報公開)

第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第67条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の貸借対照表の公告は、定時社員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第11章 補則

(委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりとする。
 - (1) 理事は、山崎吉春、宮原寛、小手川昭藏、大淵直行、佐藤シヅカ、仲澄江、與田清子、遠藤健二、栗林正和、植津吉野、久富敏弘、田代敏昭、政本國重、中嶋文夫、千々和恵美子、木村公典とする。
 - (2) 監事は、柳邦壽、中野善明とする。
- 4 この法人の最初の代表理事は、山崎吉春とする。
- 5 この定款は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年5月19日から施行する。